

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 電子提供措置をとる旨の定款の定め

株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）を招集するときには、次に掲げる資料（以下第1において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が当該情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをいう。以下第1において同じ。）をとる旨を定款で定めることができるものとする。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りるものとする。

ア 株主総会参考書類

イ 議決権行使書面

ウ 第437条の計算書類及び事業報告

エ 第444条第6項の連結計算書類

（注1） 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第128条第1項に規定する振替株式（以下単に「振替株式」という。）の要件に、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株式であることを追加するものとする。

（注2） 本要綱に基づく改正法の施行の際現に当該改正法による改正前の振替法第128条第1項に規定する振替株式を発行している会社は、当該改正法の施行の日を効力発生日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

（注3） 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めを登記しなければならないものとする。

2 電子提供措置

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第299条第2項各号に掲げる場合には、株主総会の日を [3] 週間前の日

又は3 により読み替えて適用する同条第1項の通知を発した日のいずれか早い日（以下第1において「電子提供措置開始日」という。）から株主総会の日後3か月を経過する日までの間（以下第1において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないものとする。

ア 第298条第1項各号に掲げる事項

イ 第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

ウ 第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 3 により読み替えて適用する第305条第1項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

キ アからカまでに掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正後の事項

にかかわらず、取締役が3 により読み替えて適用する第299条第1項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、 により電子提供措置をとることを要しないものとする。

にかかわらず、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに アからキまでに掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（以下第1において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、 により電子提供措置をとることを要しないものとする。

（補足説明）

は、事業報告及び計算書類と有価証券報告書を一体的に開示する取組や、株主総会の

前に有価証券報告書を開示する取組を促進する観点から、法令上E D I N E Tを使用して提出された有価証券報告書がインターネットを通じて公衆の縦覧に供されるものとされることを前提として、定時株主総会に係る事項が記載された有価証券報告書の提出の手続をE D I N E Tを使用して行う場合には、当該事項については電子提供措置をとることを要しないものとする特例を定めるものである。

3 株主総会の招集の通知等の特則

2 の場合における第299条第1項の適用については、同項中「2週間（前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））」とあるのは、「[2]週間」とするものとする。

第299条第4項の規定にかかわらず、2 の場合には、同条第2項又は第3項の通知には、第298条第1項第5号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しないものとする。この場合において、当該通知には、同条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 電子提供措置をとっているときは、その旨

イ 2 の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第305条第1項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「当該議案の要領について電子提供措置をとること」とするものとする。

4 書面交付請求

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第299条第3項の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、2 に掲げる事項（以下第1において「電子提供措置事項」という。）を記載した

書面の交付を請求することができるものとする。

(注1) 種類株主総会について準用する場合(第1の後注)参照)における2に掲げる事項も電子提供措置事項に含まれるものとする。

(注2) 振替株式の株主による書面交付請求権の行使に関する特例

加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求を、その直近上位機関を経由してすることができるものとする。この場合において、会社法第130条第1項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができるものとする。

ア 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が振替法第151条第2項第1号の申出をしたものを除く。)

イ 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

ウ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

エ 当該加入者が振替法第155条第3項の申請をした振替株式の株主である場合には、同条第1項に規定する買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

取締役は、2 の場合には、3 により読み替えて適用する第299条第1項の通知に際して、 による請求(以下第1において「書面交付請求」という。)をした株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第124条第1項に規定する基準日をいう。)を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。)に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(注) 第126条第1項から第4項までの規定は、 により株主に書面を交付する場合について準用するものとする(第126条第5項参照)。

株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部については、 により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるものとする。

書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日(当該株主が ただし書により異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日)から[1]年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、 による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる

るものとする。ただし、当該期間は、1か月を下ることができないものとする。

による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、の期間を経過した時にその効力を失うものとする。ただし、当該株主が当該期間内に異議を述べたときは、この限りでないものとする。

5 電子提供措置の中断

2 にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下第1において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。

電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと。

株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容を当該電子提供措置に係る情報に付して電子提供措置をとったこと。

（第1の後注） 2から5まで（2（オ及びカに係る部分に限る。）及び並びに4及び から までを除く。）は、種類株主総会について準用するものとする。

第2 株主提案権

1 株主が提案することができる議案の数の制限

取締役会設置会社の株主が第305条第1項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、同項から第3項までの規定は、10を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しないものとする。この場合において、次に掲げる議案の数については、次に掲げる議案の区分に応じ、それぞれ から までに定める方法によって数えるものとする。

取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案 役員等の候補者の数にかかわらず、一の議案と数える方法

役員等の解任に関する議案 解任しようとする役員等の数にかかわらず、一の議案と数える方法

会計監査人を再任しないことに関する議案 再任しないこととしようとする会計監査人の数にかかわらず、一の議案と数える方法

複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案 当該複数の事項について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾することとなる場合には、まとめて一の議案と数え、それ以外の場合には、一の事項ごとに一の議案と数える方法

（注） 取締役会設置会社の株主が第305条第1項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときにおける10を超える数に相当することとなる数の議案の決定の方法は、当該株主が当該請求と併せて議案相互間の優先順位を定めている場合には、当該定められている優先順位に従って数えたときに10を超える数に相当することとなる数の議案とする方法とし、それ以外の場合には、株式会社が定める方法とするものとする。

（補足説明）

会社法制（企業統治等関係）部会資料|25|において示した案に対しては、定款の変更に関する議案の数の数え方や株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときにおける「10を超える数に相当することとなる数の議案」の決定方法等について、明確でないとの指摘等があった。

そこで、本部会資料においては、において、複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案の数の数え方として、「当該複数の事項について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾することとなる場合には、まとめて一の議案と数え、それ以外の場合には、一の事項ごとに一の議案と数える方法」を提案するとともに、（注）において、取締役会設置会社の株主が第305条第1項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときにおける10を超える数に相当することとなる数の議案の決定の方法として、当該株主が当該請求と併せて議案相互間の優先順位を定めている場合には、当該定められている優先順位に従って数えたときに10を超える数に相当することとなる数の議案とする方法とし、それ以外の場合には、株式会社が定める方法とする旨を会社法の明文で定めることを提案している。

なお、会社法制（企業統治等関係）部会資料|25|においては、取締役会設置会社において、定款の変更に関する二以上の議案について会社法第305条第1項の規定による請求

を行う場合には、株主は、議案ごとに区分して当該請求をしなければならないものとする
ことを提案していたが、本部会資料における や（注）のような規律を設ける場合には、
これらと別に、株主は、議案ごとに区分して会社法第305条第1項の規定による請求を
しなければならないものとする規律を設ける必要性は余り大きくないとも考えられること
から、本部会資料においては、当該規律を設けるものとはしていない。

2 目的等による議案の提案の制限

第304条本文及び第305条第1項から第3項までの規定は、次のい
ずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又
は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第304条本文の規
定による議案の提出又は第305条第1項本文の規定による請求をする
場合

第304条本文の規定による議案の提出又は第305条第1項本文の
規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の
共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 報酬等の決定方針

取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。以下
1において同じ。）の内容に係る決定に関する方針として法務省令で
定める事項（以下1において「報酬等の決定方針」という。）を定めた
場合には、第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改
定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、
報酬等の決定方針の内容の概要及び当該議案が当該報酬等の決定方針
に沿うものである理由を説明しなければならないものとする。

第348条第3項各号、第362条第4項各号及び第399条の1
3第1項第1号の細分に掲げる事項並びに同条第2項の事項に、報酬
等の決定方針の決定を追加するものとする。

次に掲げる株式会社においては、取締役会は、報酬等の決定方針を
決定しなければならないものとする。

ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに
限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその

発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬもの

イ 監査等委員会設置会社

(補足説明)

の法務省令で定める事項については、例えば、例示列举の形で、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等を規定することが考えられる。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

第361条第1項第3号を改め、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

ア 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

イ 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

ウ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式及び新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

(注) 指名委員会等設置会社についても、同様に第409条第3項第3号を改めるものとする。ただし、「当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限」とあるのは「当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」と、「当該新株予約権の数の上限」とあるのは「当該新株予約権の数」とするものとする。

(補足説明)

アの「その他法務省令で定める事項」は、例えば、()一定の事由が生ずるまで当該株式を他人に譲り渡さないことを約した取締役に対して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要、()一定の事由が生ずることを条件に当該株式を株式会社に無償で譲り渡すことを約した取締役に対して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要並びに()()及び()に掲げる事項のほか、当該株式を交付する条件を定めるときは、その条件の概要とすることが考えられる。

また、イの「その他法務省令で定める事項」は、例えば、()第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項、()一定の資格を有する者が当該新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要、()()及び()に掲げる事項のほか、当該新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要、()同項第6号に掲げる事項、()同項第7号に掲げる事項の概要並びに()当該新株予約権を交付する条件を定めるときは、その条件の概要とすることが考えられる。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

[取締役会設置会社においては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。この場合において、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、当該報酬等の決定を取締役に委任することができるものとする。

前段にかかわらず、公開会社は、第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって の報酬等の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。]

(4) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下(4)において「上場会社」という。）においては、(2)アに掲げる事項についての定めに従い当該株式会社の株式を引き受ける者の募集をするときには、第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しないものとする。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 募集株式と引換えにする出資の履行（第208条第3項に規定する出資の履行をいう。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日（以下において「割当日」という。）

（注1） に掲げる事項を定めた場合における第199条第3項の規定の適用については、同項中「第1項第2号の払込金額」とあるのは「出資の履行（第208条第3項に規定する出資の履行をいう。）を要しないこととすること」と、「有利な金額」とあるのは「有利な条件」と、「当該払込金額」とあるのは「当該条件」とするほか、所要の規定を整備するものとする。

(注2) に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式についての第361条第1項の規定による定めに係る取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、第203条第2項の申込みをし、又は第205条第1項の契約を締結することができないものとする。

(注3) に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となるものとする。

上場会社においては、(2)イに掲げる事項についての定めに従い当該株式会社の新株予約権を発行するときは、第236条第1項第2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しないものとする。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならないものとする。

ア 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨

イ 第361条第1項の規定による定めに係る取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

(注) ア及びイに掲げる事項を定めたときは、その定めを登記しなければならないものとする。

第361条第1項の規定による定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとする。

(4)の注) 指名委員会等設置会社におけるこれらの規定の適用に当たっては、の(注2)及び中「取締役」とあるのは、「執行役又は取締役」とするなどの所要の整備をするものとする。

(補足説明)

の(注2)及びイにおいては、「取締役であった者」には、その相続人が含まれ得るものと解される。

の法務省令の内容は、株主となる取締役が提供した役務の対価の額を基礎とし、かつ、会計基準と整合するように定めることが考えられる。

(5) 情報開示の充実

会社役員報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

報酬等の決定方針に関する事項

報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項
業績連動報酬等に関する事項
職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項
報酬等の種類ごとの総額

(補足説明)

については、例えば、報酬等の決定方針を定めているときは、(i)報酬等の決定方針の決定の方法、()報酬等の決定方針の内容の概要及び()当該事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会)が判断した理由を事業報告の内容に含めなければならないものとする考えられる。

については、例えば、第361条第1項の株主総会の決議の日、当該決議の内容及び当該決議が二以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数を事業報告の内容に含めなければならないものとする考えられる。

については、例えば、再一任をしている旨、再一任の相手方及び再一任をしている事項を開示しなければならないものとする考えられる。

については、例えば、業績連動報酬等(株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。)を受けている場合においては、()当該業績連動報酬等が金銭でないときは、その内容、()当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した株式会社の業績を示す指標の内容及び当該指標を選定した理由、()当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法並びに()当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎となる指標の数値を事業報告の内容に含めなければならないものとする考えられる。

については、例えば、当該株式又は新株予約権等の内容の概要や保有状況等を開示しなければならないものとする考えられる。

の報酬等の種類については、例えば、基本報酬、業績連動報酬等が考えられるが、当該種類の内容については、開示する意義を踏まえ、検討する必要がある。

2 補償契約

株式会社が、役員等(第423条第1項に規定する役員等をいう。以下第1において同じ。)に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(以下2において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならないものとする。

ア 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したこと

が疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用
イ 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

(7) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

(1) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

(注) 第 3 9 9 条の 1 3 第 5 項各号及び第 4 1 6 条第 4 項各号に掲げる事項に、補償契約の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。

ア アに掲げる費用のうち相当と認められる額を超える部分

イ 当該株式会社が イの損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第 4 2 3 条第 1 項の責任を負う場合には、 イに掲げる損失のうち当該責任に係る部分

ウ 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより イの責任を負う場合には、 イに掲げる損失の全部

補償契約に基づき アに掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的で アの職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。

取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

(注) は、執行役について準用するものとする。

第 3 5 6 条第 1 項及び第 3 6 5 条第 2 項(これらの規定を第 4 1 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 4 2 3 条第 3 項及び第 4 2 8 条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

民法(平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正後の民法をいう。以下同じ。)第 1 0 8 条の規定は、 の決議によってその内容が定められた の補償契約の締結については、適用しないものとする。

(2 の注) 上記のほか、株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、会社役員(取締役又は監査役に限る。)と当該株式会社との間

で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。また、株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合において、会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき及び株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合において、会計監査人と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときについても、同様の規律を設けるものとする。

ア 当該会社役員の氏名

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

ウ 当該会社役員に対して アに掲げる費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、アの職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨

エ 当該事業年度において、株式会社が当該会社役員に対して イの損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

3 役員等のために締結される保険契約

株式会社が、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約であって、役員等を被保険者とするもの（法務省令で定めるものを除く。以下3において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

（注1） 法務省令で定めるものは、いわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約とするものとする。

（注2） 第399条の13第5項各号及び第416条第4項各号に掲げる事項に、役員等賠償責任保険契約の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

第356条第1項及び第365条第2項（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）並びに第423条第3項の規定は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しないものとする。

民法第108条の規定は、の保険契約の締結については、適用しないものとする。ただし、当該保険契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、の決議によってその内容が定められたときに限るものとする。

(3の注) 上記のほか、株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

(補足説明)

においては、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約（すなわち、役員等のために締結される保険契約）であって、役員等を被保険者とするものから法務省令で定めるものを除いたものを「役員等賠償責任保険契約」と定義し、その内容の決定に関する手続を定めている。役員等賠償責任保険契約としては、従前の提案と同様に、いわゆるD&O保険やそれに準ずる保険を主に念頭に置いている。

なお、役員等が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約（すなわち、役員等のために締結される保険契約）であって、株式会社を被保険者とする保険契約については、株式会社による補償について適切な規律が適用されるとすれば、あえて重ねて役員等賠償責任保険契約に関する規律を適用する必要性は大きくないものとも考えられることから、当該規律の対象には含めないこととしている。また、この変更に伴い、及びの文言についても若干の調整をしている。

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるも

のとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

により委託を受けた業務を執行したことは、第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に該当しないものとする。

(1の注1) 第399条の13第5項各号に掲げる事項に、による委託を追加するものとする。

(1の注2) 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときについても、上記と同様の規律を設けるものとする。

2 社外取締役を置くことの義務付け

[監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。]

(補足説明)

当部会においては、仮に、本文のように会社法において社外取締役を置くことが義務付けられた場合には、社外取締役に欠員が生じている状況でされた取締役会決議に瑕疵が生じ得ることを回避するために、事実上、補欠の社外取締役又は複数の社外取締役を選任する必要が生じ、本文に掲げた株式会社(以下「上場会社等」という。)に与える負担、影響が、社外取締役を一名選任することにとどまらないことを懸念する旨の指摘がされている。

しかし、仮に、会社法において社外取締役を置くことが義務付けられた場合であっても、社外取締役に欠員が生じたことが、直ちに取締役会決議の効力に影響すると考える必要はないと考えられる。当部会においても、仮に、上場会社等について社外取締役を置くことを義務付けたとしても、社外取締役は取締役会の構成員の一人であって、これを特別扱いして、社外取締役を欠くときに有効に取締役会の決議をすることができないとまで考える必要はないという指摘がされている。

そして、会社法においては、指名委員会等設置会社における各委員会等の機関については、その構成員のうち一定数が社外役員でなければならないという規律が置かれているが(同法第400条第3項、第331条第6項、第335条第3項)、本文においては、これらの規定の定め方とは異なり、「上場会社等は、社外取締役を置かなければならない」という定め方をすることを想定しており、このような定め方であれば、取締役会の決議要件との関係においては社外取締役を特別扱いせず、社外取締役を欠いている場合であっても、

直ちに有効に取締役会の決議をすることができないこととなるものではないと整理することができると考えられる。本文は、このような整理を前提として、上場会社等について社外取締役を置くことを義務付けるものとするものである。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、第702条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでないものとする。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、第703条各号に規定する者その他法務省令で定める者でなければならないものとする。

(3) 社債管理補助者の義務

社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

(4) 社債管理補助者の権限等

社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、強制執行若しくは担保権の実行の手続において配当要求をする権限又は第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。

社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。

ア 社債に係る債権の弁済の受領

イ 第705条第1項の行為（及びアの行為を除く。）

ウ 第706条第1項各号に掲げる行為

エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア イに掲げる行為であって、次に掲げるもの

- (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
- (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
- (ロ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ウに掲げる行為

ウ エに掲げる行為

(注) (イに係る部分に限る。)により社債権者集会の決議を必要とする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとする。

社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならないものとする。

第705条第2項及び第3項の規定は、アに掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用するものとする。

(5) 特別代理人の選任

社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならないものとする。

(6) 社債管理補助者等の行為の方式

社債管理補助者又は(5)の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合の特則

二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならないものとする。

社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合

において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(9) 社債管理者等との関係

第702条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、(1)による委託に係る契約は終了するものとする。

(10) 社債管理補助者の辞任

社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。

にかかわらず、社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。

にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

(11) 社債管理補助者の解任

裁判所は、社債管理補助者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理補助者を解任することができるものとする。

(12) 社債管理補助者の事務の承継

社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならないものとする。この場合においては、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、

遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならないものとする。

ア (2)に規定する者でなくなつたとき。

イ (10) により辞任したとき。

ウ (11)により解任されたとき。

エ 死亡し、又は解散したとき。

(注) 上記のほか、第714条第2項から第4項までの規定と同様の規定を設けるものとする。

(13) 社債権者集会

次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができるものとする。

ア による請求があつた場合

イ (10) の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

社債権者集会の決議は、社債管理補助者がある場合において社債管理補助者の権限に属する行為を可決する旨の社債権者集会の決議があつたときは、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

(13)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知に関する規定(第720条第1項)、社債権者集会への出席等に関する規定(第729条第1項)、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定(第731条第3項)、債権者異議手続における催告に関する規定(第740条第3項)、報酬等に関する規定(第741条)と同様の規定を設けるなど、所要の規定を整備するものとする。

(14) 募集事項

次に掲げる事項を募集事項(第676条各号)に含めるものとする。

ア 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

イ 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

(注1) 上記のほか、第676条第12号に規定する法務省令で定める事項(会

社法施行規則第162条各号)に、(1)による委託に係る契約に関する事項を追加するものとする。

(注2) 社債の種類(第681条第1号、会社法施行規則第165条各号)、銘柄公示情報(振替法第87条第1項、第69条第1項第7号、社債、株式等の振替に関する命令第3条各号)等について、所要の規定を整備するものとする。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

第706条第1項第1号に、当該社債の全部についてするその債務の免除を追加するものとする。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案(社債管理補助者にあつては、(10)の社債権者集会の同意をすることについての提案)をした場合において、当該提案につき議決権者(第724条第1項参照)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなすものとする。

により社債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、第732条から第735条まで(第734条第2項を除く。)の規定は、適用しないものとする。

(2)の注) 上記のほか、の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等について、所要の規定を整備するものとする。

第2 株式交付

1 株式交付の内容

株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

(注1) 本要綱において、「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社(これと同種の外国会社を含む。)をその子会社(法務省令で定めるものに限る。以下第2において同じ。)とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

(注2) (注1)の法務省令で定めるものは、第2条第3号に規定する会社が他の

会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とするものとする。

2 株式交付計画

株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 株式交付により株式交付をする株式会社（以下第2において「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下第2において「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

イ 株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

ウ 株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

エ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式交付親会社の株式の割当てに関する事項

オ 株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下オ及びカにおいて同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

(ア) 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(イ) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(ウ) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての(ア)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(イ)に規定する事項

(エ) 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産で

あるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

カ オの場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対するオの金銭等の割当てに関する事項

キ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（株式会社と同種の外国会社の新株予約権又は新株予約権付社債に類似するものを含む。以下第2において「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

（注） 上記のほか、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付する場合において、当該金銭等及びその割当てに関して株式交付計画において定めなければならない事項について、所要の規定を整備するものとする。

ク 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

ケ 株式交付がその効力を生ずる日（以下第2において「効力発生日」という。）

（の注1） 上記のほか、エ又はカに掲げる事項に関し、当該事項についての定め内容及び株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において株式交付親会社が株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ定めることができる事項について、所要の規定を整備するものとする。

（の注2） 第399条の13第5項各号及び第416条第4項各号に掲げる事項に、株式交付計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

の場合には、イに掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならないものとする。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 株式交付親会社の商号

イ 株式交付計画の内容

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(注) は、株式交付親会社が アからウまでに掲げる事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しないものとする。

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、2 クの期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

ア 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

イ 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

(注1) の申込みをする者は、 の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、 の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

(注2) 株式交付親会社は、 アからウまでに掲げる事項について変更があったとき（5 により効力発生日を変更したとき及び5 の（注3）により2 クの期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を の申込みをした者（以下第2において「申込者」という。）に通知しなければならないものとする。

(注3) 上記のほか、株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告の発信及び到達について、所要の規定を整備するものとする。

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り渡すべき者を定め、かつ、その者に割り当てる譲り渡すべき当該株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる譲り渡すべき当該株式の数の合計が2 イの下限の数を下回らない範囲内で、当該申込者が譲り渡すべき当該株式の数を、 イの数よりも減少することができるものとする。

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者が譲り渡すべき株式交付子会社の株式の数を通知しなければならないものとする。

次のア及びイに掲げる者は、当該ア及びイに定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

ア 申込者 により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

イ (3の注1)の契約により株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

ア及びイに掲げる者は、効力発生日に、それぞれ当該ア及びイに定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならないものとする。

から まで(イに係る部分を除く。)(これらを(3の注3)において準用する場合を含む。)は、2 クの期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が2 イの下限の数に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(3の注1) から までは、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しないものとする。

(3の注2) 民法第93条第1項ただし書及び第94条第1項の規定は、 の申込み、 による割当て及び(3の注1)の契約に係る意思表示については、適用しないものとし、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、4 により株式交付親会社の株式の株主となった日から1年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができないものとする。

(3の注3) 3 から まで、(3の注1)及び(3の注2)は、2 キの場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用するものとする。

(補足説明)

本部会資料においては、(3の注2)を追加している。

当部会においては、株式交付子会社の株式の譲受けに関する意思表示に瑕疵があった場合における意思表示の無効等の主張の可否を問う指摘がされている。株式交付の無効は訴えをもってのみ主張することができるものとしており、当該訴えは、形成訴訟である(6)。そして、会社法上の他の無効の訴えについて、その形成訴訟性との関係で、当該訴えの対象となる行為に関する意思表示の瑕疵等を理由とする個別の行為の無効等の主張が許されるかどうかに関しては、解釈論に委ねられており、見解が分かれている。そこで、従前は、株式交付の無効の訴えについても、意思表示の瑕疵等を理由とする個別の行為の無

効等の主張が許されるかどうかについては解釈論に委ね、これに関連する特段の規律も設けないことを想定していた。しかし、無効の訴えの制度が設けられている行為による個別の権利関係の変動について、無効の訴えによることなくその効力を争うことを認めるのが近時の判例の流れであるという見解も有力であり（最判平成22年7月12日民集64巻5号1333頁，東京高判平成22年10月27日金判1355号42頁等参照），株式交付の無効と個別の株式交付子会社の株式の譲受けとを区別して，株式交付全体の無効は訴えをもってしか主張できないが，個別の譲受けについて意思表示の瑕疵を理由とする無効等の主張をすることは妨げられないとする考え方もあり得る。また，募集株式の発行等については，株式会社の成立後における株式の発行及び自己株式の処分の無効の訴えが設けられている一方で，募集株式の引受け等に関する意思表示に瑕疵があった場合には，原則として当該瑕疵を理由とする個別の引受け等の無効等の主張をすることができることを前提として，会社法第211条がそのような主張に一定の制限を課している。そこで，株式交付における株式交付子会社の株式の個別の譲受けについても，意思表示の瑕疵を理由とする無効等の主張をすることができることを前提とした上で，法律関係の安定を図ることを目的として，募集株式等の発行に関する同条を参考に，（3の注2）のような規律を設けるものとしている。

なお，例えば，株式交付における株式交付子会社の株式の個別の譲受けが無効等となり，その結果として，株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数の総数が，その下限（2イ）の数に満たないこととなった場合には，株式交付全体の無効原因となるものと考えられる。

4 株式交付の効力の発生

株式交付親会社は，効力発生日に，3により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式を譲り受けるものとする。

3により株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した者は，効力発生日に，2エに掲げる事項についての定めに従い，2ウの株式交付親会社の株式の株主となるものとする。

次のアからウまでに掲げる場合には，3により株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した者は，効力発生日に，2カに掲げる事項についての定めに従い，当該アからウまでに定める者となるものとする。

ア 2オ(ア)に掲げる事項についての定めがある場合 2オ(ア)の社債の社債権者

イ 2オ(イ)に掲げる事項についての定めがある場合 2オ(イ)の新株予約権の新株予約権者

ウ 2オ(ウ)に掲げる事項についての定めがある場合 2オ(ウ)の新株

予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

から までは、次に掲げる場合には、適用しないものとする。

ア 5 による手続が終了していない場合

イ 株式交付を中止した場合

ウ 効力発生日において3 により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式の総数が2 イの下限の数に満たない場合

エ 効力発生日において により2 ウの株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

アからエまでに規定する場合には、株式交付親会社は、3 ア及びイに掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。この場合において、3 により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これをその譲渡人に返還しなければならないものとする。

(4の注1) 上記のほか、(3の注3)において準用する3 により株式交付親会社に株式交付子会社の新株予約権等が給付された場合における効力の発生について、所要の規定を整備するものとする。

(4の注2) 第234条第1項各号に掲げる行為及び当該各号に定める者に、株式交付及び株式交付により株式交付親会社に株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者を追加するものとする。

5 株式交付親会社の手続

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から効力発生日後6か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

(注1) 上記の「株式交付計画備置開始日」の定義について、所要の規定を整備するものとする。

(注2) 上記のほか、株式交付親会社の株主及び債権者による の書面の閲覧の請求等について、所要の規定を整備するものとする。

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額と

して法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、の株主総会において、その旨を説明しなければならないものとする。

(注2) 及び(注1)は、アに掲げる額のイに掲げる額に対する割合が5分の1(これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、適用しないものとする。ただし、(注1)の場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。

ア 次に掲げる額の合計額

(7) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

(8) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

(9) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

イ 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

(注3) (注2)本文の場合において、法務省令で定める数の株式(の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が(注2)の株主に対する通知等の日から2週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注4) 上記のほか、株式交付親会社が種類株式発行会社である場合における種類株主総会の決議について、所要の規定を整備するものとする。

株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができるものとする。ただし、(注2)本文の場合(注2)ただし書又は(注3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。

株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。ただし、(注2)本文の場合(注2)ただし書又は(注3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。

(注1) 上記の「反対株主」の定義について、所要の規定を整備するものとする。

(注2) 上記のほか、株主に対する通知等、株式の価格の決定等その他の によ

る請求に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。

株式交付をする場合において、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。

(注) 上記のほか、により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合における手続等について、所要の規定を整備するものとする。

株式交付親会社は、効力発生日を変更することができるものとする。

(注1) による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3か月以内の日でなければならないものとする。

(注2) の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならないものとする。

(注3) 株式交付親会社は、による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に2の期日を変更することができるものとし、(注2)は、(注3)による2の期日の変更について準用するものとする。

株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、の書面等をその本店に備え置かなければならないものとするほか、株式交付親会社の株主及び債権者による当該書面等の閲覧の請求等について、所要の規定を整備するものとする。

(補足説明)

1 及び の(注2)について

本部会資料においては、を追加している。

株式交換については、株式交換完全子会社と株式交換完全親会社との間の合意により、効力発生日を変更することができることとされている(会社法第790条第1項)。もっとも、株式交付においては、株式交付子会社は、当初の効力発生日を定める株式交付計画の作成主体でないため、効力発生日の変更に株式交付親会社と株式交付子会社との間の合意を要するものとするのは相当でないと考えられる。また、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人の数は、相当な数になる可能性もあることから、株式交付

親会社と当該譲渡人全員との間の合意を要するものとすることも、現実的でなく、相当でない場合があると考えられる。

しかし、株式交換等について、事後的な事情変更等により、効力発生日を前倒し、又は先送りすることが望まれる場合において再度株主総会の決議等の手続をやり直すことが必要であるとすれば相当な時間と費用とを要することとなるため、これを要しないこととして簡易な効力発生日の変更を認めるという規律が設けられている趣旨は、株式交付についても妥当すると考えられ、例えば、株式交付について公開買付規制が適用される場合において、公開買付期間の延長を要するようときは、迅速に株式交付の効力発生日を変更する必要性が生ずる可能性が高いと考えられる。

そこで、 においては、株式交付親会社は、単独で、効力発生日を変更することができるものとし、 の（注2）においては、株式交付親会社は、変更後の効力発生日を公告しなければならないものとしている。

なお、効力発生日は、株式交付計画の内容として、株式交付親会社が株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し通知しなければならない事項であり（3 イ）、株式交付親会社は、これについて変更があったときは、当該株式の譲渡しの申込みをした者に通知しなければならないこととなることを想定している（3 の（注2））。

2 の（注1）について

上記のとおり、 においては、株式交付親会社は、単独で、株主総会決議を要せずに、効力発生日を変更することができるものとしている。もっとも、株式交付親会社による効力発生日の変更を無制約に認めることは、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲受けの相手方当事者である譲渡人の利益を不当に害するおそれがあり、相当でないと考えられる。そこで、 の（注1）は、 による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3か月以内の日でなければならないものとしている。

この「3か月以内」という期間は、公開買付期間の延長に関する規律を踏まえて定められている。すなわち、公開買付期間については、最短が20営業日とされており（金融商品取引法第27条の2第2項、金融商品取引法施行令第8条第1項）、買付者（株式交付親会社）は、原則として、当初の公開買付期間と合わせて60営業日までは、自発的に公開買付期間を延長することができることとされていることから（金融商品取引法第27条の6第1項第4号、金融商品取引法施行令第13条第2項第2号本文）、公開買付期間の延長の場面を念頭におくと、最長40営業日、すなわち、約2か月は効力発生日の延長を許容する必要があると考えられる。また、公開買付期間が残り10営業日未満となってから公開買付届出書の訂正届出書が提出された場合には、公開買付期間が当初の公開買付期間と合わせて60営業日を超えて延長される可能性もあることなどを踏まえると（金融商品取引法施行令第13条第2項第2号イ）、上記の約2か月よりも一定の余

裕を持たせることが相当であると考えられる。そこで、 による変更後の効力発生日については、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から「3か月以内の日」という制限を定めている。

3 の(注3)について

上記のとおり、 においては、株式交付親会社は、単独で、株主総会決議を要せずに、効力発生日を変更することができるものとしているが、 により効力発生日を変更する場合には、併せて2 くの期日を変更する必要がある場合もあり得ると考えられる。

そこで、 の(注3)は、 による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に2 くの期日を変更することができるものとしている。なお、 の(注3)において の(注2)は上記の期日の変更について準用するものとしているとおり、株式交付親会社は、変更後の当該期日を公告しなければならないものとするを想定している。

6 株式交付の無効の訴え

株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。

株式会社の株式交付の無効の訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等(第828条第2項第1号参照。以下において同じ。)であった者、株式交付により株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。

株式会社の株式交付の無効の訴えについては、株式交付親会社を被告とするものとする。

(6の注) 株式会社の株式交付の無効の訴えは、「会社の組織に関する訴え」(第834条柱書き)に含まれるものとし(第835条から第839条まで、第846条参照)、所要の規定を整備するものとする。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額、清算株式会社についての株式交付に関する規律の不適用、株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式が振替株式である場合における手続その他株式交付に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、からまでに定める者の同意を得なければならないものとする。

監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役)

監査等委員会設置会社 各監査等委員

指名委員会等設置会社 各監査委員

2 議決権行使書面の閲覧等

第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。

株式会社は、第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

ア 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2の注) 第312条第5項及び第310条第7項の請求についても、同様の規律を設けるものとする。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

株式会社が、第171条の2第1項及び第182条の2第1項の規定により本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に記載し、又は記録する法務省令で定める事項のうち、第234条又は第235条の規定により端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項の充実、具体化を図るものとする。

4 会社の登記に関する見直し

(1) 新株予約権に関する登記

新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

[(2) 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書]

(補足説明)

株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律の見直しについては、当部会における議論、パブリックコメントに寄せられた意見、登記所における対応可能性等を踏まえ、() 基本的には、株式会社の代表者の住所を登記事項証明書に記載する現行の商業登記法の規律は見直さないものとするが、例外的に、株式会社の代表者が特定の方法に規定する被害者であり、再被害を受けるおそれがある場合において、当該代表者から申出があったときは、当該代表者の住所を登記事項証明書に記載しないものとし、() 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、代表者の住所に関する情報を一律に提供しないものとする。

なお、上記のような株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書等に関する規律の見直しについては、会社法及び会社法に基づく法務省令の改正を伴わず、関係法律に基づく法務省令の改正によって対応することが想定されるため、附帯決議として取りまとめるものとする。

(3) 会社の支店の所在地における登記の廃止

第930条から第932条までを削除するものとする。

5 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

第331条第1項第2号を削除するものとした上で、次の規定を追加するものとする。

成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役(以下5において「取締役等」という。)に就任するには、その成年被後見人において、本人の同意を得た上で、本人に代わって就任の承諾をしなければならないものとする。この場合において、成年被後見人が本人の同意を得ないでした就任の承諾又は本人がした就任の承諾は、その効力を生じないものとする。

被保佐人が取締役等に就するには、その保佐人の同意を得なければならぬものとする。この場合において、保佐人の同意を得ないでした就任の承諾は、その効力を生じないものとする。

成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。